

函館市シルバーハウジング管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、シルバーハウジングの管理について、函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）および函館市営住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「シルバーハウジング」とは、条例第9条第6項に規定する特定の者を優先的に選考して入居させることを目的として整備した市営住宅のうち、シルバーハウジング・プロジェクトの実施について（平成13年3月28日付け老発第114号厚生労働省老健局長，国住備発第51号国土交通省住宅局長通知）に基づき，国の補助を受けて市が建設した市営住宅をいう。

(入居者の資格)

第3条 シルバーハウジングの優先入居の対象者は、条例第9条第6項に規定する特定の者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 高齢者（60歳以上の者をいう。以下同じ。）の単身世帯
- (2) 高齢者の親族等のみからなる世帯
- (3) 高齢者の夫婦世帯（いずれか一方が高齢者であれば足り、配偶者には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

(公募の方法)

第4条 シルバーハウジングの入居者の公募は、空家が生じたつど行うものとする。

(公募の例外)

第5条 条例第5条に規定する公募の例外は、シルバーハウジングへの入居については適用しないものとする。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、この限りでない。

(1) 現にシルバーハウジングに入居している者が、同居者の人数に増減があったことにより、他のシルバーハウジングに住替えすることが適切である場合

(2) シルバーハウジング入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となる場合

(入居申込書の添付書類)

第6条 シルバーハウジングに入居を希望する者は、入居の申込みの際、規則第5条の市営住宅入居申込書に、住宅状況等申告書（別記第1号様式）を添付しなければならない。

2 シルバーハウジングに入居を希望する者で、同居し、または同居しようとする者がいないものは、前項に掲げるもののほか、単身入居の入居資格認定のための申出書（別記第2号様式）を添付しなければならない。

3 同居しようとする者で、入居者が死亡または退去した場合に第3条の対象者の資格を有しないこととなるものは、誓約書（別記第3号様式）を添付しなければならない。

(住宅に困窮する度合い)

第7条 条例第9条第7項に規定する住宅に困窮する度合いは、前条第1項に規定する住宅状況等申告書により判定するものとする。

(同居)

第8条 入居者が、現に同居している者以外の者を同居させることができる場合は、同居後においても第3条に掲げる対象者の資格を満たす場合とする。ただし、入居者が病気等の理由で介護が必要になったため介護人を同居させようとする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により介護人を同居させようとする場合は、市営住宅同居承認申請書に医師の診断書等介護を必要とすることを証する書類および誓約書（別記第4号様式）を添付しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により介護人の同居の許可を与える場合の当該許可の期間は1年を超えない範囲内とする。ただし、入居者に特別の事情があると市長が認める場合は、同居の許可を更新することがで

きる。

4 入居者は、前項ただし書の規定に基づく同居の許可の更新を受けようとする場合は、第2項の規定に準じて市長に申請しなければならない。

5 市長は、同居の承認をする場合に、必要な条件を付することができる。

6 第6条第3項の規定は、第1項本文に規定する同居について準用する。

(承継)

第9条 入居者が死亡または退去した場合において、同居の親族等が引き続きシルバーハウジングを使用しようとするときは、同居の親族等が第3条の対象者の資格を有する場合に限り、函館市営住宅における入居承継の承認に関する取扱要綱に基づき承認するものとする。ただし、承継の申請者またはその他の同居者が病気にかかっていることその他特別の事情により、承継させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、承継の承認をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、シルバーハウジングの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。